

消 防 消 第 235 号
消 防 情 第 328 号
平成29年10月13日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

災害通報受信時における適切な対応の徹底について

標記のことについて、これまで災害通報受信時における適切な対応については通知を発出し、周知しているところですが、今般、通報者の要請場所と異なる場所を出動先として指令し、現場到着が遅延するという事案が続けて発生しました。

一刻を争う災害出動において、災害の内容、要請場所の的確な把握は、災害対応の基本であることから、特に下記事項に留意の上、再発防止の徹底が図られますようお願いいたします。

都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してその旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 受信時に要請場所周囲の目標物を確認するなど、地図情報の照合を行い、遺漏がないよう適切な対応を行うこと。
- 2 受信している通信員以外の通信員も受信状況を把握するなど、複数の者による確認処理に努め、事案の的確な把握を図るとともに、通信指令を担当する職員に対する教育訓練を徹底すること。
- 3 地図情報の更新など指令システムの維持管理を適切に行うこと。

【問合せ先】

消防・救急課 仙波課長補佐、伊藤係長、馬場事務官
電 話：03-5253-7522
防災情報室 阿部課長補佐、城門係長、藤田事務官
電 話：03-5253-7526